



低圧高負荷契約（選択約款）

Energia

2019年10月1日実施
中国電力株式会社

低圧高負荷契約

〔 2016年3月31日までに
新規契約されたお客さま 〕

2019年10月1日実施

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合には、当社は、変更後の選択約款にもとづき、需給契約の変更についてお客さまに申入れを行なうことがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

原則として、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 6（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であ

るものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) この選択約款実施の際現に選択約款の低圧高負荷契約〔平成28年3月31日までに新規契約されたお客さま〕(2016年4月1日実施。)の適用を受けていること。

4 供給の単位

当社は、原則として、1需給契約につき、2供給電気方式、2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

イ 電灯または小型機器の基準電力は、原則として電気特定小売供給約款(以下「供給約款」といいます。)の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 別表1(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、基準電力は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によ

てえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値×0.1

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

なお、(イ)および(ロ)によってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された

燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,507円00銭 |
|---------------|-----------|

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

| | | |
|------------|---------|--------|
| | 夏 季 料 金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 16円03銭 | 14円65銭 |

（3）力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）（3）によりえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4（加重平均力率の算定）（1）または（2）により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみな

します。

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（2）および（3）の場合を除き、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値といたします。

イ 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季の使用電力量は、その期間における使用電力量からその期間におけるその他季の使用電力量を差し引いた値といたします。

ロ 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季の使用電力量は、その期間における使用電力量からその期間における夏季の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(3)の場合を除き、取付けおよび取外した計量器ごとに（1）に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、供給約款別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 当社は、（1）で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

10 契約期間

- (1) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

11 その他

- (1) 供給約款27（日割計算）に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、供給約款の定額電灯、従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、ファミリータイム〔プランⅠ〕、ファミリータイム〔プランⅡ〕、電灯ピークシフトプランもしくは低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。
- (3) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (4) その他の事項については、供給約款の従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (5) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

本則6（契約電力）（1）の電灯または小型機器の基準電力もしくは本則6（契約電力）（2）の動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この選択約款を適用いたしません。

2 契約電力

（1）お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当する場合には、その最大需要容量にもとづき本則6（契約電力）（1）イの値を定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯Aに準じてえた値といたします。

（2）夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当するときには、本則6（契約電力）（1）ロ（イ）の値は、その最大需要容量にもとづき（1）に準じて定めます。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

（1）夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（2）別表1（夜間蓄熱式機器）（1）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ （3）の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 その他

(1) 夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）（1）の区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したのものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

(3) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款の従量電灯および低圧電力として、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 本則8（料金）の料金率については、本則8（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 基本料金

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,479円60銭 |
|---------------|-----------|

ロ 電力量料金

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 15円73銭 | 14円38銭 |

(2) 別表3（燃料費調整）の基準単価については、別表3（燃料費調整）（2）にかかわらず、次のとおりといたします。

| | |
|-------------|-------|
| 1 キロワット時につき | 24銭1厘 |
|-------------|-------|

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日午前8時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1) の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てくださいときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸出品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$a = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000\text{円} - 26,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|------------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日 までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日 までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日 までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日 までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日 までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日 までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日 までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日 までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日 までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日 までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 24銭5厘 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

4 加重平均力率の算定

(1) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款19(低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率90パーセント}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率80パーセント}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

ロ 供給約款19（低圧電力）（4）ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

（3）加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\begin{array}{l} \text{(1) の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(電灯または小型)} \\ \text{機器の基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2) の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(動力の)} \\ \text{基準電力} \end{array}}{\text{契 約 電 力}}$$

低圧高負荷契約

〔 2016年4月1日以降に
新規契約されたお客さま 〕

2019年10月1日実施

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合には、当社は、変更後の選択約款にもとづき、需給契約の変更についてお客さまに申入れを行なうことがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合で、原則として、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 7（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低

圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。ただし、技術上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

5 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または工事費の全額を支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

6 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

7 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

イ 電灯または小型機器の基準電力は、原則として電気特定小売供給約款(以下「供給約款」といいます。)の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 別表1(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、基準電力は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値×0.1

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

なお、(イ)および(ロ)によってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

8 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,507円00銭 |
|---------------|-----------|

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

| | | |
|------------|---------|--------|
| | 夏 季 料 金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 16円03銭 | 14円65銭 |

(3) 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）（3）によりえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4（加重平均力率の算定）（1）または（2）により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

10 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（2）および（3）の場合を除き、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値といたします。

イ 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季の使用電力量は、その期間における使用電力量からその期間におけるその他季の使用電力量を差し引いた値といたします。

ロ 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季の使用電力量は、その期間における使用電力量からその期間における夏季の使用電力量を差し引いた値といたします。

(2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（3）の場合を除き、取付けおよび取外した計量器ごとに（1）に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、供給約款別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 当社は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

11 契約期間

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 原則として、低圧高負荷契約を適用後1年に満たないで、低圧高負荷契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

12 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
 - イ 供給約款23（検針日）（4）の場合の料金または供給約款25（使用電力量の計量）（1）イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日といたします。
 - ロ 供給約款25（使用電力量の計量）（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日

といたします。

- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

13 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 供給約款55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがありま

す。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 供給約款34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 供給約款35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他この選択約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

14 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) 13（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) (1) に該当し、お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、当社は、解約日に需給を終了さ

せるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、その旨をお客さまに予告いたします。

- (4) お客さまが、供給約款46（需給契約の廃止）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

15 その他

- (1) 供給約款27（日割計算）に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、次の場合を除き、1 需要場所において、この選択約款とこの選択約款以外の契約種別とをあわせて契約することはできません。
- イ この選択約款と供給約款の臨時電灯のうち1 契約種別、臨時電力、農事用電力とをあわせて契約する場合
- ロ 選択約款の口座振替割引契約の適用を受ける場合
- (3) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (4) その他の事項については、供給約款の従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (5) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 低圧高負荷契約から低圧高負荷契約以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、低圧高負荷契約を適用いたしません。
- (2) 本則7（契約電力）（1）の電灯または小型機器の基準電力もしくは本則7（契約電力）（2）の動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この選択約款を適用いたしません。

2 契約電力

- (1) お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当する場合には、その最大需要容量にもとづき本則7（契約電力）（1）イの値を定めます。
なお、最大需要容量は、従量電灯Aに準じてえた値といたします。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当するときには、本則7（契約電力）（1）ロ（イ）の値は、その最大需要容量にもとづき（1）に準じて定めます。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表1（夜間蓄熱式機器）（1）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、

当社に申し出ていただきます。

- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 その他

- (1) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。
- (2) お客様が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款の従量電灯および低圧電力として、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行いません。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 本則9（料金）の料金率については、本則9（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 基本料金

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,479円60銭 |
|---------------|-----------|

ロ 電力量料金

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 15円73銭 | 14円38銭 |

(2) 別表3（燃料費調整）の基準単価については、別表3（燃料費調整）（2）にかかわらず、次のとおりといたします。

| | |
|-------------|-------|
| 1 キロワット時につき | 24銭1厘 |
|-------------|-------|

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日午前8時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1) の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしません。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$a = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000\text{円} - 26,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|------------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日 までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日 までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日 までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日 までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日 までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日 までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日 までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日 までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日 までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日 までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 24銭5厘 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

4 加重平均力率の算定

(1) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款19(低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率90パーセント}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率80パーセント}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

ロ 供給約款19（低圧電力）（4）ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

（3）加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\begin{array}{l} \text{(1) の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(電灯または小型)} \\ \text{機器の基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2) の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(動力の)} \\ \text{基準電力} \end{array}}{\text{契 約 電 力}}$$